

新庄市立新庄中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

新庄中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成をするものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や、教師、指導員等と好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって、体力や技能の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わうことができるようにする。

3 部活動のあり方

新庄市運動部活動の基本方針（H30年10月策定）に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底とし、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。また、専門的な知識を有する部活動指導員（外部人材）を活用し、より充実した部活動の実施を目指す。

4 指導と体制

（1）活動計画・実施報告の義務

新庄中学校の本方針に則り、顧問は毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動内容を把握し、生徒が安心、安全に活動を行い、過度な負担になっていないか、多くの目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は把握、指導、是正を行う。

（2）活動時間および日数等について

- ①部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日は休養日とし、原則として月曜日に設定する。土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ②1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③夜に外部団体の練習会のある部活動やその部員は、その日の部活動はなしにして下校させ、精神的・身体的な調整を図り、家庭での学習の時間を確保する。
- ④長期休業中の活動日数は、期間の3分の1程度を目安とする。ただし、期間中に大会等がある場合は、大会参加に向けて準備するためにも、生徒の心身の負担を考えながら管理職と相談する。
- ⑤冬季間（11月～3月）は、これまでの月曜日に加え、木曜日を教師裁量の日『心と体の健康推進日』とし、部活動休養日にする。この日は、教師が生徒と向き合う時間に行ったり、生徒個々に応じた学習指導または教育相談の時間に充てたり、各教師の質の高い授業を目指した授業の教材づくりに充てる時間とする。
- ⑥早朝練習は、学校の方針に従い、校長の判断により実施することができる。ただし、生徒の生活面や学習面、教員の負担の度合いを勘案して判断する。

5 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部：サッカー部、ソフトテニス部（男女）、バスケットボール部（男女）
バドミントン部（女）、剣道部（男）

文化部：吹奏楽部、総合文化部

特設部：陸上部（駅伝部含む）、相撲部

(2) 特例措置

本校にない部活動において、当該スポーツクラブやスポーツ少年団、文化クラブに加盟している生徒を対象として、この制度を活用できる。

本年度設置は、空手部、水泳部、

野球、ソフトボール、女子バレーボール、バドミントン（男）

また、部活動が募集停止している部活動の部員と、同じ運動・文化種目であるが特例措置で活動している生徒（この場合は準部員となる）は、通常の部活動において合同練習として活動できる。ただし、その場合中体連主催大会への参加は、教員の配置や安全面、大会運営への協力等を考慮して校長が許可するかどうかが判断する。

(3) 完全下校時間

4月～10月 18:00 11月～3月 17:30

大会前は部活動延長期あり

(4) テスト期間中の部活動

原則として定期考査3日前とする。

(5) 部活動の服装

○ 運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。

ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。

○ 休日の練習や試合などは、登下校についても同様とする。

(6) その他

①活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

②1年間の大会やコンクールなどの出場の見直しを行い、生徒、教員共に心身の負担や校外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の負担を軽減する。対外試合等による校外への移動については公的交通機関（スクールバス・JR・貸し切りバス等含む）を利用し、集合及び解散場所は校区内または会場を原則とし、教員または校長が認める部活動指導員の引率を厳守する。

③部活動の適正な数を配置するためにも、統廃部については、『今後の部活動のあり方（28年11月策定）』を基本に、随時父母と教師の会本部役員と協議しながら、最終的に学校長が判断し決定していく。